

# 山口県最低賃金

を上げます。

平成28年10月1日から

**1時間 753円**

使用者はこの金額より低い賃金で、労働者を使用することはできません。

山口県最低賃金のほか下記の特定期間最低賃金を定めています。

## 特定（産業別）最低賃金

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

なお、詳しいことは山口労働局（083-995-0372）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

**厚生労働省山口労働局・労働基準監督署**